

他の法人形態で適用等されている会計処理等についての社会福祉法人会計基準への適用に係る Q & A（事務連絡）改正案について

他の法人形態で適用等されている会計処理等についての社会福祉法人会計基準への適用に係るQ & Aの送付について（その2）－新旧対照表－

（令和5年3月22日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（別添） 他の法人形態で適用等されている会計処理等についての社会福祉法人会計基準への適用に係るQ & A 問1～4 （略） <u>問5 満期保有目的の債券の全部又は一部を償還期限前に売却した場合、保有目的の変更及びその後の満期保有目的債券への分類に規制はあるか。</u> <u>（答）</u> <u>満期保有目的の債券とは、法人が満期まで継続して保有するという積極的な意思と能力に基づいて保有する債券であり、償還期限前に売却を行った場合には、保有目的の変更があったものとして、満期保有目的の債券に分類された残り全ての債券についても、満期保有目的以外の有価証券に保有目的を変更しなければならない。</u> <u>また、満期保有目的の債券の「全部」を売却した場合であっても、保有目的の変更があったものとして捉えることから、「一部」を売却した場合と同様、保有目的の変更を行った事業年度を含む2事業年度においては、取得した債券を満期保有目的の債券に分類することはできない。</u> <u>なお、「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて 15 満期保有目的の債券について （2）保有目的の変更について」に記載されている「当該債券を保有し続けることによる損失又は不利益が生じることが合理的に見込まれる場合」とは、債券の発行者の信用状態の著しい悪化のほか、保有資産の安全性の向上又は保全を図る観点から他の債券への入替えを行うことが合理的と認められる場合も含まれる。</u>	（別添） 他の法人形態で適用等されている会計処理等についての社会福祉法人会計基準への適用に係るQ & A 問1～4 （略） <u>（新設）</u>

（令和5年3月22日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）

改正案	現行
<u>問6 会計基準第三章第五節計算書類の注記の「十三 重要な偶発債務」はどのように記載すればよいのか。</u> <u>（答）</u> <u>偶発債務は、債務の保証（債務の保証と同様の効果を有するものを含む。）、係争事件に係る賠償義務その他現実には発生していない債務で、将来において事業の負担となる可能性のあるものをいい、将来債務を負う又は損害を被る可能性が年度末日において既に存在しているため注記が求められるものである。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。</u> <u>なお、注記対象となる偶発債務は下記記載例に限らないことに留意する必要がある。</u> <u>【記載例】</u> <u>（1）債務保証を行った場合</u> <u>下記について債務保証を行っている。</u> <u>職員等の介護福祉士修学資金等貸付制度を利用した修学資金の借入れ</u> <u>×××円</u> <u>（2）係争中の事件がある場合</u> <u>当法人を被告とする〇〇事件について△△と係争中であり、×××円の損害賠償請求を受けている。</u>	<u>（新設）</u>